福岡県公報

令和６年２月20日
第　473　号

目　次

告　示（第98号）

○道路の区域の変更　（道路維持課）……………1

公　告

○都市計画の図書の写しの縦覧　（都市計画課）……………1
○都市計画の図書の写しの縦覧　（都市計画課）……………1
○都市計画の図書の写しの縦覧　（都市計画課）……………2
○都市計画の図書の写しの縦覧　（都市計画課）……………2
○土地区画整理組合の理事の氏名及び住所の届出　（都市計画課）……………2
○第一種市街地再開発事業の事業計画の変更の認可　（都市計画課）……………2
○県営住宅敷地内放置車両に係る公示　（県営住宅課）……………2
○県営住宅敷地内放置車両に係る公示　（県営住宅課）……………3
○県営住宅敷地内放置車両に係る公示　（県営住宅課）……………3
○県営住宅敷地内放置車両に係る公示　（県営住宅課）……………4
○県営住宅敷地内放置車両に係る公示　（県営住宅課）……………4
○遠賀川上流圏域に係る河川整備計画　（河川整備課）……………5
○開発行為に関する工事の完了　（都市計画課）……………5
○土地区画整理事業の事業計画の変更の認可　（都市計画課）……………5
○土地改良区の換地処分　（農村森林整備課）……………5
○福岡県行政手続条例に基づく意見募集　（こども福祉課）……………6

公安委員会

○運転免許取得者等教育の認定代表者の変更（警察本部運転免許試験課）……………6
○運転免許取得者等検査の認定代表者の変更（警察本部運転免許試験課）……………6

告　示

福岡県告示第98号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第１項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から２週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和６年２月20日

福岡県知事　　服部　誠太郎

県土整備事務所名	道路の種　類	路　線　名	変　更前後別	区　　間	幅　員（メートル）	延　長（メートル）
京　築	国　道	496号	前	京都郡みやこ町豊津365番１先から 京都郡みやこ町豊津83番１先まで	10.6 ～ 20.7	612.0
			後	京都郡みやこ町豊津365番１先から 京都郡みやこ町豊津83番１先まで	10.6 ～ 20.7	612.0

公　告

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第１項の規定により福岡市から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

令和６年２月20日

福岡県知事　　服部　誠太郎

福岡広域都市計画地区計画の決定（令和６年１月29日福岡市告示第27号）

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第２項において準用する同法第20条第１項の規定により福岡市から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部都

定期発行日　毎週火金曜日
〔発行〕〒812－8577　福岡市博多区東公園７番７号　福岡県　総務部行政経営企画課　（電話 092－643－3028）
〔作成〕〒810－0011　福岡市中央区高砂一丁目６番19号　株式会社西日本高速印刷　（電話 092－531－1766）

市計画課において公衆の縦覧に供する。

令和６年２月20日

福岡県知事　　服部　誠太郎

福岡広域都市計画区域区分の変更（令和６年１月29日福岡市告示第28号）

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第２項において準用する同法第20条第１項の規定により福岡市から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

令和６年２月20日

福岡県知事　　服部　誠太郎

福岡広域都市計画用途地域の変更（令和６年１月29日福岡市告示第29号）

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第２項において準用する同法第20条第１項の規定により福岡市から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

令和６年２月20日

福岡県知事　　服部　誠太郎

福岡広域都市計画高度地区の変更（令和６年１月29日福岡市告示第30号）

公告

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第29条第１項の規定に基づき、筑後市長浜島廻土地区画整理組合から理事の氏名及び住所の届出があったので、同条第２項の規定により次のように公告する。

令和６年２月20日

福岡県知事　　服部　誠太郎

１　就任した理事

氏　　名	住　　　所
大　靍　　誠一郎	筑後市大字長浜1364番地
平　井　　隆　年	筑後市大字長浜1158番地
平　井　　孝　幸	筑後市大字長浜1238番地２
平　井　　督　人	筑後市大字長浜1156番地
近　藤　　大　記	大川市大字一木780番地６

公告

都市再開発法（昭和44年法律第38号）第38条第１項の規定に基づき、第一種市街地再開発事業の事業計画の変更を認可したので、同条第２項において準用する同法第19条第１項の規定により次のように公告する。

令和６年２月20日

福岡県知事　　服部　誠太郎

１　組合の名称

ＪＲ久留米駅前第二街区市街地再開発組合

２　事業施行期間

平成30年11月から令和10年３月まで

３　施行地区

久留米市城南町の一部

４　事務所の所在地

久留米市中央町37番20号

５　設立認可の年月日

平成30年11月21日

６　変更認可の年月日

令和６年１月30日

公告

県営住宅の敷地内において、下記の放置車両を発見したので、次のとおり公告する。

この車両は、県営住宅用地の管理に支障を来しているので、この車両の所有者等は、速やかにこの車両を撤去してください。

なお、この公告は、この公告の日から２週間を経過した時に、相手方に到達したものとみなし、この公告の日から３箇月経過した後に、県はこの車両を撤去するものとする。

令和６年２月20日

福岡県知事　　服部　誠太郎

1　放置車両の形態等

放置場所	福岡市博多区板付三丁目22番 県営住宅板付団地22棟駐輪場
撤去通告貼付けの日	令和５年11月20日
メーカー名	ＨＯＮＤＡ
種別等	原動機付自転車
自動車登録番号等	不明
所有者	不明
車名	Ｄｉｏ
塗色	紺色及びシルバー
車台番号	不明
使用者	不明

2　連絡先

福岡県建築都市部県営住宅課業務係　　ＴＥＬ　092－643－3741

福岡県住宅供給公社福岡管理事務所　　ＴＥＬ　092－713－1683

公告

県営住宅の敷地内において、下記の放置車両を発見したので、次のとおり公告する。

この車両は、県営住宅用地の管理に支障を来しているので、この車両の所有者等は、速やかにこの車両を撤去してください。

なお、この公告は、この公告の日から２週間を経過した時に、相手方に到達したものとみなし、この公告の日から３箇月経過した後に、県はこの車両を撤去するものとする。

令和６年２月20日

福岡県知事　　服部　誠太郎

1　放置車両の形態等

放置場所	福岡市博多区板付三丁目21番 県営住宅板付団地21棟駐輪場
撤去通告貼付けの日	令和５年11月20日
メーカー名	不明
種別等	普通自動二輪車
自動車登録番号等	不明
所有者	不明
車名	不明
塗色	黒色
車台番号	不明
使用者	不明

2　連絡先

福岡県建築都市部県営住宅課業務係　　ＴＥＬ　092－643－3741

福岡県住宅供給公社福岡管理事務所　　ＴＥＬ　092－713－1683

公告

県営住宅の敷地内において、下記の放置車両を発見したので、次のとおり公告する。

この車両は、県営住宅用地の管理に支障を来しているので、この車両の所有者等は、速やかにこの車両を撤去してください。

なお、この公告は、この公告の日から２週間を経過した時に、相手方に到達したものとみなし、この公告の日から３箇月経過した後に、県はこの車両を撤去するものとする。

令和６年２月20日

福岡県知事　　服部　誠太郎

1　放置車両の形態等

放置場所	福岡市博多区板付三丁目21番 県営住宅板付団地21棟駐輪場
撤去通告貼付けの日	令和５年11月20日
メーカー名	ＨＯＮＤＡ
種別等	原動機付自転車
自動車登録番号等	不明
所有者	不明
車名	不明
塗色	黒色
車台番号	不明
使用者	不明

2　連絡先

福岡県建築都市部県営住宅課業務係　　ＴＥＬ　092－643－3741

福岡県住宅供給公社福岡管理事務所　　ＴＥＬ　092－713－1683

公告

県営住宅の敷地内において、下記の放置車両を発見したので、次のとおり公告する。

この車両は、県営住宅用地の管理に支障を来しているので、この車両の所有者等は、速やかにこの車両を撤去してください。

なお、この公告は、この公告の日から２週間を経過した時に、相手方に到達したものとみなし、この公告の日から３箇月経過した後に、県はこの車両を撤去するものとする。

令和６年２月20日

福岡県知事　　服部　誠太郎

1　放置車両の形態等

放置場所	福岡市博多区板付三丁目22番 県営住宅板付団地22棟駐輪場
撤去通告貼付けの日	令和５年11月20日
メーカー名	ＹＡＭＡＨＡ
種別等	原動機付自転車
自動車登録番号等	不明
所有者	不明
車名	ＺＫ
塗色	黒色
車台番号	不明
使用者	不明

2　連絡先

福岡県建築都市部県営住宅課業務係　　ＴＥＬ　092－643－3741

福岡県住宅供給公社福岡管理事務所　　ＴＥＬ　092－713－1683

公告

県営住宅の敷地内において、下記の放置車両を発見したので、次のとおり公告する。

この車両は、県営住宅用地の管理に支障を来しているので、この車両の所有者等は、速やかにこの車両を撤去してください。

なお、この公告は、この公告の日から２週間を経過した時に、相手方に到達したものとみなし、この公告の日から３箇月経過した後に、県はこの車両を撤去するものとする。

令和６年２月20日

福岡県知事　　服部　誠太郎

1　放置車両の形態等

放置場所	福岡市博多区板付三丁目22番 県営住宅板付団地22棟駐輪場
撤去通告貼付けの日	令和５年11月20日

メーカー名	不明
種別等	原動機付自転車
自動車登録番号等	不明
所有者	不明
車名	不明
塗色	黒色
車台番号	不明
使用者	不明

２　連絡先

福岡県建築都市部県営住宅課業務係　　ＴＥＬ　092－643－3741

福岡県住宅供給公社福岡管理事務所　　ＴＥＬ　092－713－1683

公告

河川法（昭和39年法律第167号）第16条の２第１項の規定に基づき、「遠賀川上流圏域河川整備計画」を変更したので、同条第７項において準用する同条第６項の規定により公表する。

その関係図書については、福岡県ホームページ（https://www.pref.fukuoka.lg.jp/）に掲載するほか、福岡県県土整備部河川整備課及び福岡県飯塚県土整備事務所に備え置く。

令和６年２月20日

福岡県知事　　服部　誠太郎

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第３項の規定により公告する。

令和６年２月20日

福岡県知事　　服部　誠太郎

１　開発区域に含まれる地域の名称

糸島市志摩小富士字二反田2580番７から2580番12まで

２　開発許可を受けた者の住所及び氏名

福岡市早良区百道浜四丁目31番10号－103

ロハス・ライフ株式会社

代表取締役　井手口　浩士

公告

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第１項の規定に基づき、土地区画整理組合の事業計画の変更を認可したので、同条第４項の規定により次のように公告する。

令和６年２月20日

福岡県知事　　服部　誠太郎

１　組合の名称

新宮町三代土地区画整理組合

２　事業施行期間

令和５年２月21日から令和11年３月31日まで

３　施行地区

糟屋郡新宮町大字三代及び新宮東五丁目の各一部

４　事務所の所在地

糟屋郡新宮町大字三代443番地１

５　設立認可の年月日

令和５年２月21日

６　変更認可の年月日

令和６年２月８日

公告

土地改良区から、次のように換地処分をした旨の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第54条第４項の規定により公告する。

令和６年２月20日

福岡県知事　　服部　誠太郎

土地改良区名	換地処分をした地域	換地処分年月日
上伊加利土地改良区	田川市大字伊加利の一部	令和６年１月21日

公告

福岡県児童福祉法施行細則の一部改正案について、次のとおり意見を募集します。

令和６年２月20日

福岡県知事　　服部　誠太郎

１　意見募集期間

令和６年２月20日から令和６年３月21日まで

２　概要、受付方法等

関連資料については、福岡県ホームページ（https://www.pref.fukuoka.lg.jp/）に掲載するほか、福岡県福祉労働部こども福祉課に備え置きます。

公安委員会

福岡県公安委員会告示第27号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の32の２第１項の規定に基づく、運転免許取得者等教育の認定（令和４年９月福岡県公安委員会告示第218号）の一部を次のように改正する。

令和６年２月20日

福岡県公安委員会

表中「

株式会社ＣＤＳ 筑紫野市大字筑紫120番地１ 安　西　　利　範	筑紫野自動車学校 筑紫野市大字筑紫120番地１

」を「

株式会社ＣＤＳ 筑紫野市大字筑紫120番地１ 牛　嶋　　一　厳	筑紫野自動車学校 筑紫野市大字筑紫120番地１

」に改める。

福岡県公安委員会告示第28号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の32の３第１項の規定に基づく、運転免許取得者等検査の認定（令和４年９月福岡県公安委員会告示第219号）の一部を次のように改正する。

令和６年２月20日

福岡県公安委員会

表中「

株式会社ＣＤＳ 筑紫野市大字筑紫120番地１ 安　西　　利　範	筑紫野自動車学校 筑紫野市大字筑紫120番地１

」を「

株式会社ＣＤＳ 筑紫野市大字筑紫120番地１ 牛　嶋　　一　厳	筑紫野自動車学校 筑紫野市大字筑紫120番地１

」に改める。